

長野県本部代議員選挙の公示

公益社団法人全日本不動産協会長野県本部（以下「当本部」といいます。）の地方本部代議員選挙の実施を次のとおり公示します。

1. 各選挙会への割当数

選挙会	割当代議員数
1区（飯山市・中野市・信濃町・長野市・須坂市・千曲市 ・木島平村・野沢温泉村）	6名
2区（東御市・上田市・青木村・軽井沢町・御代田町・小諸市 ・佐久市・佐久穂町）	23名
3区（白馬村・大町市・松川村・池田町・安曇野市・生坂村 ・松本市・山形村・塩尻市・木曾町）	25名
4区（岡谷市・諏訪市・茅野市・伊那市・南箕輪村・宮田村 ・飯島町・高森町・飯田市・下條村）	6名

2. 地方本部代議員の任期

今回の地方本部代議員選挙の2年後（令和9年度）に実施される地方本部代議員選挙の終了の時まで。

3. 地方本部代議員立候補の受付期間

令和7年3月13日（木）から令和7年3月21日（金）まで。

※届出期限後の消印で配達された場合、あるいは届出期限後に持参又は電磁的記録を添付した電子メールにより送信された場合は、受け付けることができませんのでご注意ください。

4. 立候補の届出先

①当委員会に届け出ていただきます。

②当委員会の所在地又は、長野県本部代議員選挙管理委員会が指定した電磁的方法による立候補の届出先メールアドレスは、以下のとおりです。

所在地	〒390-0852 松本市島立 620-8 全日長野会館 公益社団法人全日本不動産協会長野県本部 代議員選挙管理委員会
電磁的方法 での届出	長野県本部代議員選挙管理委員会が指定したメールアドレス webmaster@nagano.zennichi.or.jp

5. 代議員立候補の資格要件

令和7年3月1日現在において本会の正会員であること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 令和6年度までの会費等を完納していないとき。
- (2) 宅地建物取引業法に基づく行政処分を受けた日から5年を経過しないとき。
- (3) 定款第11条に規定する綱紀処分を受けた日から5年を経過しないとき。
- (4) 令和6年度に実施された指定研修（公益社団法人不動産保証協会の法定研修会等）を履修していないとき。

6. 立候補の方法

- (1) 地方本部代議員に立候補される方は、所定の「地方本部代議員立候補届出書」《電磁的記録を含む。》に必要事項を記載し、所定の「推薦状」（当本部に所属する正会員2名以上の推薦が必要となります。）《電磁的記録を含む。》を添付して、持参又は郵送あるいは電磁的記録を添付した電子メールにより送信してください。
- (2) 届出期限後の消印で配達された場合、あるいは届出期限後に持参又は電磁的記録を添付した電子メールにより送信された場合は、受け付けることができませんのでご注意ください。

7. 立候補者の資格審査等

提出のあった立候補者の資格審査等は厳正に行います。万が一事務的な書類不備が発見された場合は、本人あてに通知し修正を求めることがあります。

資格審査の結果、立候補者が被選挙権を有していないと判断した場合は、理由を示して通知します。

8. その他

- (1) 地方本部代議員選挙及び代議員選挙に関し、本職は、透明性、公平性及び公正性の確保を図る観点から必要な職務運営を行う場合があります。
- (2) 代議員立候補等に関する電話でのお問い合わせは、聞き間違い等の事故を避けるためご遠慮いただくようお願いします。

令和7年3月13日

公益社団法人全日本不動産協会
長野県本部代議員選挙管理委員会
委員長 碓井 勝